

住宅金融公庫の民営化について

◎民営化に向けた改革の方向

中堅勤労者のマイホーム支援、既利用者の不安の解消等の視点を踏まえつつ、民営化に向けて改革

1. 業務の抜本見直し—民間でできるものは民間に委ねる

(民間主体の住宅ローン市場形成のためのダイナミックな公庫業務の転換)

- 直接融資は中低所得者向けなどに重点化、新規融資については、補給金を前提としない業務運営に向けて検討。併せて民間との協調融資商品の開発を早急に実現。
- 証券化支援業務を実現（平成15年までに法制化）し、これを通じた長期固定の民間ローンの安定的供給拡大を推進、その実施状況に応じて公庫の直接融資業務の大幅な圧縮。

2. 組織形態の改革

- 以上のような業務の見直しを行いつつ、
 - ①自己資金調達的大幅拡大（証券発行：17年度1兆円（累積3兆円）、その後も拡大）等財投依存からの脱却
 - ②特別損失金や既往の契約に係る補給金の解消
 - ③長期・固定の民間住宅ローンの証券化市場の成熟化の促進を図る。
- これらの条件が整い次第、速やかに以下のような組織形態に転換（組織2区分）。

(1) 直接融資・債権管理業務は、特殊会社(100%政府出資の株式会社)に転換。

→民間では融資を受けられない者等へのセーフティネットとして、政府の監督の下に、公的資金も活用して融資等を行いつつ、企業的経営を確保。

(2) 証券化支援・融資保険業務は、独立行政法人に転換。

→公的機関が証券への保証等を行うことにより、証券化を支援する仕組みを構築。
(米国においても、政府関係機関が証券の元利払保証、住宅ローンへの保険等を実施)

- 特殊会社と独立行政法人の業務は、相互に密接に関連することから、政策誘導等の面で一体的に機能。

◎公庫の役割

- 真面目に働く中堅勤労者のマイホームの夢の実現への適切な支援。
⇒長期・固定・低利の公平で選別のない融資を確保
- 既に公庫を利用されている約550万世帯の方々に不安を与えないこと。
⇒既往債権の適切な管理や返済困難者対策等のセーフティネットを確保
- 都市再生、高齢化対応、中古・リフォームなど重点政策分野への確かな支援。

住宅金融公庫改革の方向性

- 住宅金融公庫 (特殊法人)
- ① 自己資金調達的大幅拡大等財投依存からの脱却
 - ② 特別損失金や既往分の補給金の解消
 - ③ 民間住宅ローン証券化市場の成熟化の促進

